

期末勤勉手当が、支給になります……。

法改正により、下記のとおり支給率になっています。

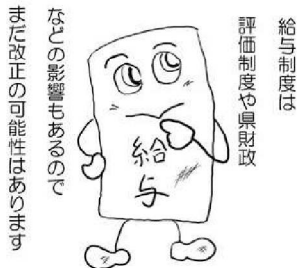
区 分		支給割合
6 月期	期末手当	1,04月
	勤勉手当	0,725月
12 月期	期末手当	1,60月
	勤勉手当	0,725月
期末手当合計		3,00月
勤勉手当合計		1,45月
年間支給月額		4,45月

4 月からの新規採用職員と臨時的任用職員は、上記割合の 3 割が支給されますが、18 年 12 月 2 日以降に本県公立小学校臨時的任用職員として在職期間がある場合は、その期間が加算され、支給率が上がります。

今年から、昇給は年一回です……。

平成 17 年の人事委員会勧告で、下記の改定がありました。

- 1 給与の上昇率のカーブの角度を低くして、年功序列的給与を改める。
- 2 給与表の級の再編成、号給の 4 分割
例 (旧) 2 級 2 号 162,400 円 (現) 2 級 2 号 164,500 円
2 級 3 号 170,700 円 2 級 3 号 166,700 円
2 級 4 号 166,600 円
2 級 5 号 170,700 円
- 3 昇給時期は年 1 回とし、勤務成績が「良好」の場合には、4 号分まとめて昇給する。
- 4 新しい給号は、去年まで受給していた給料より低額なので、差額を「保障額」として支給する。



すんでますか？ 児童手当現況届

児童手当は法改正により下記のようにになりました

- ・ 小学 6 年生まで受給できます
 - ・ 3 未満の児童一律 10,000 円 (月額)
 - ・ 3 歳以上の児童は
第 1、2 子 5,000 円 (月額) 第 3 子以降 10,000 円
- また、受給している方は、毎年 6 月に現況届を提出しなければ受給が打ち切られます。注意下さい。必要な書類は
- ・ 児童手当現況届
 - ・ 家族全員の住民票
 - ・ 所得証明書 (児童手当用) です。

高齢者の入院時の支払い制度が変わりました！

「高額療養費」とは、患者の自己負担額 (窓口での支払い) が一定額以上になった場合に、その超えた額を還付 (返金) する形で支給される保険給付のことです。

入院した際の医療費が 100 万円かかるとすると、30 万円 (3 割) の自己負担分のうち 5 割弱～7 割強の金額が「高額療養費」となり、30 万円を本人が直接窓口へ支払った後に、共済組合から「高額療養費」分が職員に返金されています。

これとは例外的に、これまで 70 歳以上の患者にのみ適応されていたのが「現物給付」です。これは医療機関の窓口での支払いを自己負担限度額 (最初から、自己負担額から高額療養費分を差し引いた金額) のみにする方法の事です。

それが今年の 4 月より、これまで 70 歳以上の人に関してのみであった入院時の高額療養費の現物給付が、70 歳未満の人へも適応される事になりました。

手続きの方法としては、「限度額適用認定申請書」に組合員証 (保険証) を添えて公立学校共済組合へと提出し、交付される「限度額適用認定証」を医療機関に提示します。

特に高齢者を扶養している方は、入院の事実が発生し次第、すみやかに申請手続きを取るようしてください。